



三重県公報

令和8年9月11日 (金)

第 753 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号) (題 名) (担当) (頁)

告 示

- | | | | |
|-----|-----------------------------------|-------------|---|
| 562 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 | (長 寿 介 護 課) | 2 |
| 563 | 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 | (同) | 2 |
| 564 | 農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出 | (農産物安全・流通課) | 3 |
| 565 | 道路の区域変更及びその関係図面の縦覧 | (道 路 管 理 課) | 3 |
| 566 | 道路の供用開始及びその関係図面の縦覧 | (同) | 3 |
| 567 | 道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧 | (同) | 4 |

海 調 委 告 示

- | | | | |
|---|-------------------------|-------------|---|
| 6 | 三重海区におけるふぐはえなわ漁業についての指示 | (海区漁業調整委員会) | 4 |
|---|-------------------------|-------------|---|

公 告

- | | | | |
|--|---------------|-------------|---|
| | 土地改良区の定款変更の認可 | (農 地 調 整 課) | 5 |
| | 公共測量を実施する旨の通知 | (公 共 用 地 課) | 5 |
| | 同伴 | (同) | 5 |
| | 都市計画の図書の写しの縦覧 | (都 市 政 策 課) | 6 |
| | 同伴 | (同) | 6 |

告 示

三重県告示第 562 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止 年月日	サービスの 種類
2470506995	ヘルパーステーション ニャンコの手	三重県津市久居小野辺町 字畑山新田1702番地1 エ バーグリーン久居A102号	合同会社満月堂	令和8年 6月30日	訪問介護
2470506326	ヘルパーステーション 秋華	三重県津市雲出本郷町 1621-7	特定非営利活動法人ルピナス品川	令和8年 6月30日	訪問介護
2470704335	ヘルパーステーション ケアリー松阪	三重県松阪市内五曲町 91-9	エクセレントホーム株式会 社	令和8年 6月30日	訪問介護
2460790385	エクセレンス訪問看護 ステーション	三重県松阪市内五曲町 91-9	エクセレントホーム株式会 社	令和8年 6月30日	訪問看護
2472100680	りぼん	三重県員弁郡東員町笹尾 西2丁目13番1	株式会社結	令和8年 7月31日	訪問介護
2470102704	訪問介護 ごかん	三重県桑部市大字西金井 560番地1 2階	株式会社ごかんホールディ ングス	令和8年 7月31日	訪問介護
2470703782	ヘルパーステーション アクア	三重県松阪市川井町 872-6	株式会社けやきメディカル	令和8年 7月31日	訪問介護
2470703857	ヘルパーステーション アクア2	三重県松阪市川井町 872-6	株式会社けやきメディカル	令和8年 7月31日	訪問介護
2460590413	訪問看護ステーション オランジュ TSU	三重県津市青葉台 2 丁目 11-2	株式会社みつば	令和8年 7月31日	訪問看護
2470703790	デイサービス アクア	三重県松阪市川井町 555-1	株式会社けやきメディカル	令和8年 7月31日	通所介護
2470704228	デイサービス アクア 西之庄	三重県松阪市西之庄町 51-2	株式会社けやきメディカル	令和8年 7月31日	通所介護
2470800513	ケアショップクロセ 福祉用具貸与事業所	三重県伊勢市中村町 732-1 フジレジデンス 2A	有限会社ケアショップクロ セ	令和8年 7月31日	福祉用具 貸与
2470800513	ケアショップクロセ 福祉用具貸与事業所	三重県伊勢市中村町 732-1 フジレジデンス 2A	有限会社ケアショップクロ セ	令和8年 7月31日	特定福祉 用具販売

三重県告示第 563 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止 年月日	サービスの 種類
2460790385	エクセレンス訪問看護 ステーション	三重県松阪市内五曲町 91-9	エクセレントホーム株式会 社	令和8年 6月30日	介護予防 訪問看護
2470800513	ケアショップクロセ福 祉用具貸与事業所	三重県伊勢市中村町 732-1 フジレジデンス 2A	有限会社ケアショップクロ セ	令和8年 7月31日	介護予防 福祉用具 貸与
2470800513	ケアショップクロセ福 祉用具貸与事業所	三重県伊勢市中村町 732-1 フジレジデンス 2A	有限会社ケアショップクロ セ	令和8年 7月31日	特定介護 予防福祉 用具販売

三重県告示第 564 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 8 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 7 月 30 日 第 10 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社ミエライス	代表取締役社長 前川 昌治	三重県津市庄田町 1957 番地

3 変更内容

(1) 農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
小谷 真也	玄米	K2424171

三重県告示第 565 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 8 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 桑名東員線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
員弁郡東員町大字六把野新田字保毛 86 番 1 地先から 員弁郡東員町大字山田字出口 792 番 1 地先まで	旧	13.0～19.5	207.5
	新	14.3～18.7	207.5

第 2

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 311 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
熊野市有馬町字ハサマ 3254 番 1 地先から 熊野市有馬町字ハサマ 3257 番 8 地先まで	旧新	13.5～22.5	102.8
	新	10.4～13.8	77.8

三重県告示第 566 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 8 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 桑名東員線	員弁郡東員町大字六把野新田字保毛 86 番 1 地先から 員弁郡東員町大字山田字出口 792 番 1 地先まで	令和 8 年 9 月 11 日
県道 四日市市鈴鹿環状線	四日市市采女町字大日 953 番 3 地先から 四日市市采女町字石田 1463 番 3 地先まで	令和 8 年 9 月 11 日
一般国道 311 号	熊野市有馬町字ハサマ 3254 番 1 地先から 熊野市有馬町字ハサマ 3257 番 8 地先まで	令和 8 年 9 月 11 日

三重県告示第 567 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 8 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
県道	桑名東員線	員弁郡東員町大字六把野新田字保毛 86 番 1 地先から 員弁郡東員町大字山田字出口 792 番 1 地先まで	令和 8 年 9 月 11 日
一般国道	311 号	熊野市有馬町字ハサマ 3254 番 1 地先から 熊野市有馬町字ハサマ 3257 番 8 地先まで	令和 8 年 9 月 11 日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

海 調 委 告 示**三重海区漁業調整委員会告示第 6 号**

三重県海面におけるふぐはえなわ漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和 8 年 9 月 11 日

三重海区漁業調整委員会会長 矢 田 和 夫

1 禁止漁具

浮きはえなわ漁具、松葉はえなわ漁具及びたてなわ漁具。ただし、浮きはえなわ漁具及びたてなわ漁具については、志摩市阿児町志島と同市大王町畔名境界から基点 1（北緯 34 度 18 分 01 秒 東経 136 度 58 分 08 秒（経緯度数値については世界測地系によります。））を結んだ線と基点 1 より 118 度 00 分（真方位）に延長した線より以南の海域を除くものとします。

なお、基点 1 の日本測地系による経緯度数値は、北緯 34 度 17 分 49 秒 東経 136 度 58 分 19 秒です。

2 操業禁止期間

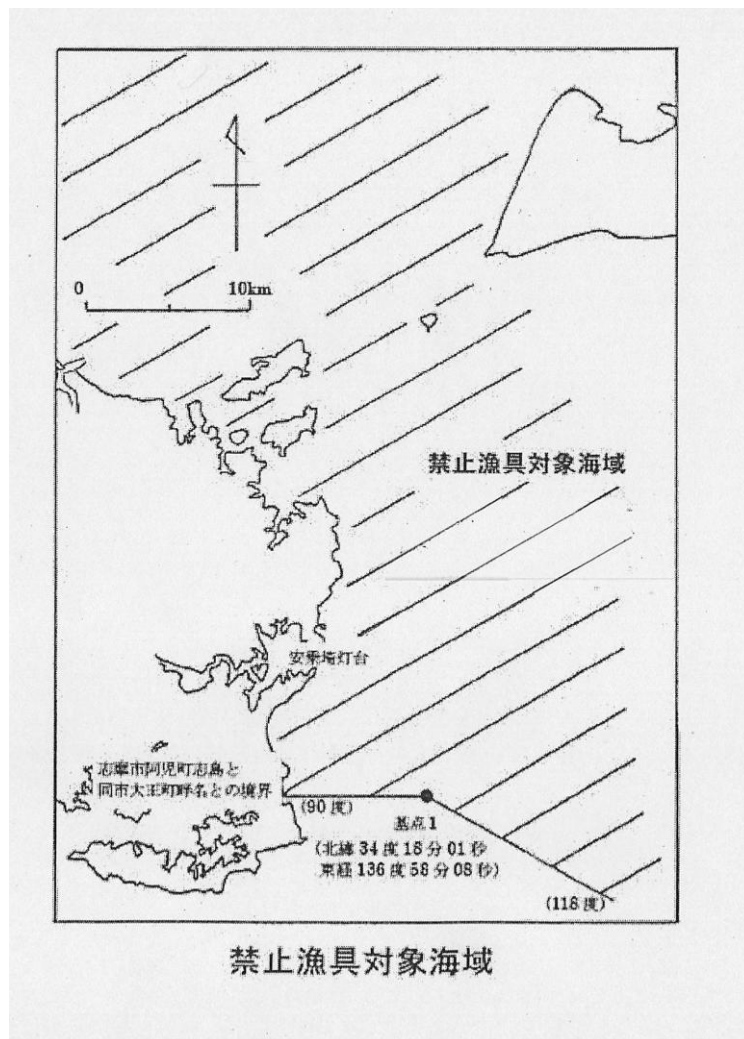
3 月 1 日から 9 月 30 日まで

3 採捕禁止の対象

600 グラム未満のとらふぐ

4 指示の有効期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで



公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、伊勢北部土地改良区（伊勢市有滝町 2638 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 8 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県市町総合事務組管理者から通知がありました。

令和 8 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類
公共測量（空中写真撮影及び写真地図作成）

2 作業期間
令和 8 年 8 月 28 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 作業地域
四日市市、伊勢市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、いなべ市、桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡川越町、多気郡多気町及び度会郡玉城町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を

実施する旨、三重県市町総合事務組合管理者から通知がありました。

令和 8 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
 公共測量（数値地形図修正）
 - 2 作業期間
 令和 8 年 8 月 28 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
 - 3 作業地域
 伊勢市小俣町宮前、同市小俣町本町、同市二見町光の街及び志摩市磯部町迫間
-

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 8 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類
 四日市都市計画生産緑地地区
 - 2 縦覧場所
 三重県県土整備部都市政策課
-

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 8 年 9 月 11 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称
 四日市都市計画下水道
 第 1 号公共下水道
- 2 縦覧場所
 三重県県土整備部都市政策課

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
